

公示番号：19a01012

国名：ラオス

担当部署：社会基盤・平和構築部運輸交通グループ第一チーム

案件名：橋梁維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（橋梁維持管理）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：橋梁維持管理
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年2月中旬から2020年5月下旬まで
- (2) 業務 M/M：現地 0.47M/M、国内 0.60M/M、合計 1.07M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
6日	14日	6日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2020年1月29日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2020年2月17日（月）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 16点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：

- |                   |          |
|-------------------|----------|
| ①類似業務の経験          | 40点      |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8点       |
| ③語学力              | 16点      |
| ④その他学位、資格等        | 16点      |
|                   | (計 100点) |

類似業務	橋梁維持管理に係る各種業務
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ラオスにある多くの橋梁は損傷を受け、老朽化も進み、適切な維持管理が行われていない。全国に存在している橋梁は、国道上の1,400橋を含む約3,000橋に及び、うち35%は定期的な補修、17%は緊急補修が必要である。また、約40%が木橋やベイリー橋等の仮橋であり、耐久性に欠けており、過積載車両の通過により橋梁が損傷し、落橋した事例も複数報告されている。これまで、日本政府の支援により複数橋梁の改修や整備が行われてきたが、幹線道路の安全かつ円滑な交通を確保するためには、道路事業と平行に全国の橋梁の計画的な維持管理、改修が必要である。

「橋梁維持管理能力強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という）では、橋梁維持管理サイクルの確立及び維持管理計画策定に関する支援を通じて、ラオス国公共事業運輸省（Ministry of Public Works and Transport: MPWT）道路局職員及び対象県（詳細計画策定調査にて決定予定）の公共事業運輸局職員の橋梁維持管理能力の向上に係る技術協力プロジェクトの実施を想定している。

なお、本プロジェクトでは、JICA と土木学会との道路アセットマネジメントに関する協力覚書に基づき、土木学会の「インフラマネジメント技術国際展開研究助成」制度において本邦大学が実施する予定の研究との連携を行う。加えて、更なる産官学連携により、橋梁点検・診断技術に係る本邦技術の活用による、効率的・効果的なインフラ維持管理・長寿命化技術の普及や、強靱な道路網の整備・維持に向けての協力をを行うことを想定している。

本詳細計画策定調査では、本プロジェクトにおける実施体制の検討、期待される成果及び実施する活動等の整理を行ったうえで、ラオス側関係者とプロジェクトの内容を協議・確認し、ラオス国関係省庁と本プロジェクトに係るミニッツ（M/M）締結を行うとともに、プロジェクトの事前評価を行うことを目的とする。

本業務従事者は、他団員とも協力しつつ、橋梁維持管理に関する情報収集・分析を行い、本調査結果の取り纏めに協力する。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組みや手続を十分に把握の上、他団員と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な下記の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 国内準備期間（2020年2月中旬～3月中旬）

- ①要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じ、C/P 機関であるラオス国 MPWT 等に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票は JICA ラオス事務所を通じて事前配布する。
- ②JICA 職員とともに、土木学会インフラマネジメント技術国際展開研究助成採択案件関係者と打合せを行い、同案件と本プロジェクトとの連携内容について検討する。
- ③プロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案の担当分野関連部分を検討する。
- ④対処方針会議等に参加する。

### (2) 現地業務期間（2020年3月中旬～3月下旬）

- ①JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ②ラオス側関係機関（MPWT 他）との協議及び現地調査に参加する。
- ③事前配布した事前質問票への回答を参考に、プロジェクトの内容の検討に必要なとなる関連組織の現状（下記）の把握を行う。
  - (ア) 関連各組織の組織、財務、政策等
  - (イ) 橋梁維持管理における関連各組織の権限、関与、意思決定プロセス
  - (ウ) 橋梁維持管理に係る規程・基準
- ④橋梁維持管理に係る現状と MPWT の課題意識について情報収集を行い、調査団内への共有を行う。
  - (ア) 橋梁維持管理計画・予算計画
  - (イ) 橋梁維持管理の実施状況（点検、診断、補修、記録等）
- ⑤道路・橋梁維持管理分野における JICA 及び他ドナーの案件に係る情報収集を行い、調査団内への共有を行う。
  - (ア) JICA が過去に実施した「道路維持管理能力強化プロジェクト」にて整備された技術マニュアル、道路維持管理システム（Road Management System: RMS）、計量ステーション等の運用状況の確認
  - (イ) WB、ADB 等の他ドナーの活動及び本案件との連携可能性の調査
- ⑥橋梁維持管理能力向上に向けた、以下の施策に係る検討及びラオス政府との協議を行う。
  - (ア) プロジェクトのスコープ（対象地域、対象橋梁等）
  - (イ) 橋梁点検・診断、補修に係る能力強化
  - (ウ) 橋梁維持管理に係る計画立案能力強化
  - (エ) 本邦及び現地の大学や企業との産学官連携
  - (オ) その他懸念事項（過積載取締り、予算確保等）への対応
- ⑦担当分野に係る PDM 案（和文・英文）、PO 案（和文・英文）の作成に協力す

る。

⑧MPWT 他との協議で合意された内容について、討議議事録 (R/D) (案) (英文) 及びミニッツ (M/M) (案) (英文) の取りまとめに協力する。

⑨担当分野に係る現地調査結果を団内に共有し、JICA ラオス事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2020 年 4 月上～下旬)

①事業事前評価表 (案) (和文) 作成に協力する。

②PDM 案、PO 案、R/D 案及び M/M 案の作成に協力する。

③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

④担当分野に係る詳細計画調査報告書 (案) を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書 (和文)

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書 (案) (和文) を添付し、2020 年 4 月 30 日までに電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ (見積書に計上して下さい)。

航空経路は、日本⇒バンコク⇒ヴィエンチャン⇒バンコク⇒日本を標準とします。

(2) 直接人件費単価

本業務における直接人件費単価は、2019 年度単価を上限と致します。

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20190306.html>

(3) 土木学会関係者との打合せ

土木学会インフラマネジメント技術国際展開研究助成採択案件関係者との打合せは、JICA 本部にて実施します。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は 2020 年 3 月 15 日～3 月 28 日を予定しています。

JICA からの調査団員及び本調査に参加する学識経験者は、本業務従事者より約 1 週間遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者及び他のコンサルタント団員のみで現地調査を行う期間があります。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 産学官連携 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 点検・診断技術 (学識経験者)
- オ) 橋梁維持管理 (本コンサルタント)
- カ) 評価分析 (JICA が別途契約するコンサルタント)

### ③便宜供与内容

JICA ラオス事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎 あり
- イ) 宿舎手配 あり
- ウ) 車両借上  
全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員、学識経験者の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上  
調査内容によっては、JICAによる現地での通訳(英語/日本語⇄ラオ語)備上を検討します。
- オ) 現地日程のアレンジ JICA がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供 なし

## (2) 参考資料

### ①公開資料

- ・ ラオス国道路維持管理能力強化プロジェクト業務完了報告書 (2018 年)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000036837.html>
- ・ ラオス国道路維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書 (2012 年)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12112504.pdf>
- ・ ラオス国運輸交通セクターにかかる情報収集・確認調査 (運輸交通) 基礎情報収集確認・調査報告書 (2016 年)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000029733.html>
- ・ 土木学会インフラマネジメント技術国際展開研究助成制度
  - 研究助成制度 [http://committees.jsce.or.jp/opcet\\_sip/node/13](http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/13)
  - 採択案件 [http://committees.jsce.or.jp/opcet\\_sip/node/16](http://committees.jsce.or.jp/opcet_sip/node/16)

### ②貸与・配布資料

- ア) 下記の資料を社会基盤・平和構築部運輸交通グループ第一チーム (TEL : 03-5226-8104) より貸与します。  
貸与資料 : 「本プロジェクトの要請書」
- イ) 下記の資料について配布を希望される方は、調達部契約第一課代表アドレス ([prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)) 宛に以下のとおりメールをお送りください。  
提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」  
提供依頼メール :

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

#### ①複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

#### ②安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ラオス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

※現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

#### ③不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（2014年10月）（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

#### ④適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上